
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和5年12月15日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和5年12月15日 午後1時30分開議

- 日程第1 陳情第10号 日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正について陳情（コンプライアンス基準）（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第2 請願第2号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第3 陳情第11号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第4 請願第3号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第5 議案第35号 日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第36号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第38号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
- 日程第9 議案第39号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）
- 日程第10 議案第40号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 日程第11 発委第5号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書について
- 日程第12 発委第6号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書について
- 日程第13 発委第7号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をすることを求める意見書について
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

- 日程第16 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情第10号 日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正について陳情（コンプライアンス基準）（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第2 請願第2号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第3 陳情第11号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第4 請願第3号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第5 議案第35号 日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第36号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第38号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
- 追加日程第1 発議第2号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）に対する修正動議について
- 日程第9 議案第39号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）
- 日程第10 議案第40号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 日程第11 発委第5号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書について
- 日程第12 発委第6号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書について
- 日程第13 発委第7号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をすることを求める意見書について
- 日程第14 議員派遣の件について

日程第15 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第16 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第17 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	7 番 河 中 博 子
8 番 橋 井 満 義	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

欠席議員（1名）

6 番 石 原 浩 明

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	大 武 浩	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	井 田 博 之	教育次長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午後1時30分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和5年12月第4回定例議会最終日、討論・採決を開催します。

議員各位におかれましては、１１月中旬から実施されました議会懇談会、また、引き続き１２月５日からの１２月定例会、１１日間の会期で提案されました議案等、慎重審議いただきました。長丁場となりました。御苦労さまでした。

議会懇談会では、国道４３１号線開発に伴う道路網の整備が各自治会で要望事項として上げられておりました。これも村の発展を思えばの声として受け止め、議員としても責任を持って執行部に働きかけてまいります。

また、今定例会では、執行部から、ミライトひえづ増設に伴う大型補正予算が計上されております。今まさに日吉津村の目指すところ、また、対外的にアピールするところは、利便性と子育て支援充実の村であるように改めて思うところであります。執行部、議員各位の村の活性化に向けたより一層の御努力をお願いするところであります。

本年も残すところ僅かとなりました、健康には十分に留意され、新しい年を迎えていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、会議を開きます。

ただいまの出席議員は９名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 陳情第１０号

○議長（山路 有君） 日程第１、陳情第１０号、日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正について陳情（コンプライアンス基準）を議題とします。

本陳情については、本会議において総務経済常任委員長に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 改めまして、皆さん、よろしくお願いを申し上げます。総務経済常任委員長の橋井でございます。

本定例会で付託されております陳情第１０号でございます。本陳情につきましては、去る９月定例会におきまして当委員会に付託されたものでございますが、審議を行う中で、村議会条例と県の定める条例との整合を調査の上で報告すべきであるということで、継続審査としておったものでございます。

そうしますと、審査の経過と結果について御報告をさせていただきます。

去る１２月８日金曜日１３時３０分より、委員会室におきまして、総務経済常任委員会を開催

いたしました。本陳情第10号につきまして慎重審議を行っております。出席者、敬称を略させていただきます。総務経済常任委員、前田、加藤、斉田、山路、以上4名の議員と共に審査を行ったところでございます。

そうしますと、審査の経過について御報告させていただきます。本陳情の中身につきましては皆様お手元のとおりでございますが、本陳情の内容につきましては、村の議会倫理基準に県の定めるコンプライアンス基準を追加改正を行うようにということが趣旨であります。村議会も村民とひとしく、県の条例を遵守するのは当然のことでございます。議会条例に追加する必要性のあるやなしの根拠としては、これは適当であるとは言い難いという判断でございます。

よって、現状の議会倫理基準で準拠できるものであり、これらのものとして、結果として、各委員の判断は、採択すべきがゼロ、不採択とすべきが3、趣旨採択とすべきが1。よって、不採択と決定をいたしましたものでございます。

以上、皆様、慎重審議よろしくお願いをいたします。以上、報告に代えさせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、委員長報告に対して反対、賛成の順に行います。

まず最初に、反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。

私は、先ほどの委員長報告に対して、反対の立場で討論いたします。

陳情第10号です。日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正についての陳情でした。

○議長（山路 有君） 江田議員、マイクにもうちょっと近づけていただかないと声が入ってません。

○議員（3番 江田 加代君） 陳情の内容は、日吉津村議会倫理条例第3条の倫理基準に、コンプライアンス基準を追加してほしいという内容でした。現在、大きな社会問題になっているハラスメントの問題、政治家のモラルや規範意識の欠如からくる社会的良識を欠いた振る舞いがテレビ、新聞で報道されているところです。地方議会の私たちとしては考えられないことではあります。私は過去に憲法記念日の講演会で次のような話を聞きました。人間は過ちを犯す不完全な生き物であるということが憲法の出発点であり、自分の中にある弱いもの、間違いを犯す危険性

を自分で認識しなければならない。だから、冷静な判断を得てつくり上げられたのが憲法です。だから、憲法が必要であるとの話でした。今の社会情勢を考えたとき、納得できるお話だったなと考えております。コンプライアンスの内容は厳しい内容ではありますが、陳情者の意を酌み、コンプライアンスの基準の追加を求める陳情を採択すべきとの考えで討論をいたしました。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 続いて、賛成討論を行います。討論はありませんか。

斉田議員。前に出て。

○議員（1 番 斉田 光門君） 失礼いたします。第 10 号に関してですけど、賛成討論を行います。1 番、斉田です。

先ほど総務経済常任委員長の不採択の賛成討論といたしまして、提出された内容として、差別行為、社会的良識を逸脱した行為を取ることを禁じたコンプライアンス基準を追加改正するようにと記載されておりました。内容的には、そういった内容ではございますが、そのようなことは一切何ら該当することは行われていません。したがって、日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正をすることは必要とせず、現状のままで何ら問題ありません。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 少し、ここで確認しておきます。先ほどの斉田議員さんのほうの討論は、委員長報告、不採択に賛成の立場の討論ですので、改めて皆さんに御理解願いたいと思います。

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ほかに討論がないようですので、以上で終わります。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本陳情を採択することに賛成の方は起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第 10 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 2 請願第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、請願第 2 号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願を議題とします。

本請願については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。

請願第2号でございます。先ほどの陳情第10号と同じく、本定例会期中、12月8日金曜日に委員会を開き、行っております。委員は、敬称を略させていただきます。前田、加藤、斉田、山路、各委員でございます。

これらについての概要と説明をさせていただきます。本請願につきましては、本年、2023年11月15日提出をされております。女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願でございます。請願者、新日本婦人の会鳥取県本部会長、山内淳子さん。鳥取市西品治510-7。そして、本案件につきましては、請願でございますので、紹介議員、江田加代議員の紹介の下で提出をされております。

請願の趣旨の概要といたしましては、女性差別撤廃条約選択議定書については、その実効性を高めるため1999年の国連総会で採択をされたものであり、現在、2023年の1月において189か国中115か国が批准をされておるところでございます。したがって、残りの74か国については、未批准国となっておるところであります。これらの条約については、保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることが可能であるということの定めになっております。しかしながら、我が国においては、これらの批准国としての制度を適用することになっていないということであり、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう政府、国会に対して意見書を提出してほしいということでございます。

本案件については、日本国においても、やはり批准をすべきものであるという意見が各委員の中からは大半でございました。しかしながら、本件は請願の提出であり、紹介議員もあることから、説明なり、論述があつてしかるべきであるという委員からの御意見もあったところであります。ということから、今後は、運営についての課題もあったものであり、今後はそれらの検討も含めた中で協議をしていく必要があるというふうに感じたところであります。

本題に戻りますが、これらの結果といたしまして、本請願を採択すべきが3、本請願を不採択とすべきが1。よって、本請願は、採択すべきと決定をいたしました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、委員長報告に対して反対、賛成の順に行います。

反対討論はありませんか。

加藤議員。

○議員（２番 加藤 修君） ２番、加藤です。

請願第２号、委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

反対理由、請願とは、本来、紹介議員が委員会場で請願の趣旨や内容をきちんと説明するのが本来の姿であります。今回、紹介議員は、総務経済常任委員長が説明を求める前に、委員会に説明に行けない旨を委員長に伝えたため、委員長は、紹介議員に説明を求めることはなく、陳情と同じような扱いで委員会において審査することになりました。しかし、これは、陳情と何ら変わるのではなく、日本国憲法第１６条で保障されている請願権を軽視するものであります。

また、これまで本議会で取り上げてきた請願は、日吉津村に関係するものであり、本村に直接関係のない今回のような請願は、陳情として出されたものが多かったことを記憶しております。今回のように、何でも紹介議員として請願にするということは、憲法に保障された請願権の軽視であります。

以上の理由で請願第２号に反対の立場で討論をいたします。議員皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論を行います。討論はありませんか。

江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） ３番、江田です。

ただいまの加藤議員の反対討論を重く受け止めております。本当に申し訳ありませんでした。とても恥じております。ただ、そのような状況の中で、皆さんの賛同をいただいたことにとても感謝しております。

それでは、私の賛成の討論をさせていただきます。

１９８５年、世界から６年遅れで日本も国会で国連女性差別撤廃条約を批准し、翌年７月２５日、条約が効力を持つことになりました。日本では、男女雇用機会均等法という法律ができましたが、女性たちが望んでいたのは、均等法ではなく、平等法でした。とはいえ、その後、男女共同参画法など、法整備は少しずつ進みました。一方で、ハラスメントなどが社会問題化するたびに法整備がされましたが、対症療法的なもので、日本の健康、知識、生活水準における女性と男

性の格差を測定し、ジェンダー不平等を表しているジェンダーギャップ指数が146か国中125位であります。日本はジェンダー平等の後進国になっています。その大きな原因は法整備の遅れと言われています。女性差別撤廃条約の実効性を高め、女性が抱える問題を解決するために採択されたのが女性差別撤廃条約の議定書です。

先ほどの委員長報告にぜひとも御賛同いただき、国に意見書を上げていただくことをお願いをいたしまして、私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

日程第3 陳情第11号

○議長（山路 有君） 日程第3、陳情第11号、「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本陳情については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

本委員会に付託されました陳情第11号について審議した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により、報告いたします。

陳情第11号。令和5年12月15日。日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。陳情提出者、鳥取県東伯郡湯梨浜町泊711、鳥取の保育を考える会会長、石井由加利。件名、「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書」の提出を求める陳情書。

この陳情は、今年6月13日に閣議決定されましたこども未来戦略方針の中で75年ぶりに配

置基準が改革されたことを評価するものの、改善は迅速に行うこと、また、成り手不足の保育士確保のためにも、さらなる労働条件の改善を国に求めるものです。

審議は、12月8日、朝9時から役場委員会室で行いました。結果は、採択2、不採択2の同数となり、委員長裁決で採択となりました。出席委員、敬称を略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原浩明、河中博子の教育民生常任委員5名と、議会事務局から里事務局長の6人です。

陳情の概要。保育所は子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源です。保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置基準や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増加している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも、保育士の増員と処遇改善が急務です。鳥取県が実施した保育現場実態調査アンケートによりますと、現役保育士の職務の責任と負担感に見合った給与の改善と業務負担の見直しを訴える意見がおおよそ9割と最も高く、配置基準を含む労働条件の改善が課題として明らかになりました。こういったことを踏まえ、こども未来戦略方針を確実に実施させるために、国への働きかけを求めるものです。

陳情の理由。1、こども未来戦略方針に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。2、配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での加算対応ではなく、基準の改定で実施すること。3、国際的な水準を踏まえ、さらなる配置基準の引上げに着手すること。4、保育士不足の状況に鑑み、各職場で増員が図れるようにするために、保育士等の賃金を引き上げることをはじめ、労働条件の改善のために必要な措置を取ることとなっています。

審議内容を少し御紹介します。まず、不採択とする意見から。配置基準など、改善の跡は見られる、所得については、公務員だけでなく一般企業も低い、不採択である。こども未来戦略方針で配置基準の見直しなど、政府も前向きに考えている、今は様子見でよい、不採択。次に、採択の意見です。配置基準は改善されたが、実施時期も決まっていない、改善は迅速にやるべきだ、国に対して陳情によって後押しすることは村の経営にとってもよいことだ、以上が採択です、といった意見が活発に交わされました。結果、採択2、不採択2の同数となり、委員長裁決で採択といたしました。

委員長意見として、保育は教育であるという観点から、子供の命と安全を守り、成長を見守る保育士の労働条件を引き上げることは、子供たちの発達と保育の質の向上に直接関わってきます。成り手不足問題については、条件がよければ復職したいとの声に象徴されるように、ここでも労

働条件を上げることは必須です。このことから、採択といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、反対、賛成の順に行います。

最初に、反対討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） 続いて、賛成討論はありま……（発言する者あり）いや、通告がないけん、できませんよ。うちのルールで決まっていることですので。

次に、賛成討論ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 4 対 4 で同数ですので、同数の場合は、議長の裁決によるところとなります。地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案、つまりこの陳情に対して裁決いたします。

議長としては、採択するということにしたいと思います。そうしますと、起立多数と認めます。
したがって、陳情第 11 号は、採択することに決定いたしました。

日程第 4 請願第 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、請願第 3 号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願を議題とします。

本請願については、本議会において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

本委員会に付託されました請願第3号について審議した結果、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

請願第3号。令和5年12月15日。日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。請願提出者、鳥取市西品治510-7、新日本婦人の会鳥取県本部会長、山内淳子。紹介議員、江田加代。件名、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願。

現在、日本の民法では夫婦別姓での婚姻は認められていません。そのため、事実婚とか、通称使用などによる不利益を強いられているとして、選択的夫婦別姓の導入を求める請願です。

審議は、12月8日、朝9時から役場委員会室で行いました。出席委員、敬称を略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原浩明、河中博子、教育民生常任委員5名と、議会事務局から里事務局長の6名です。

審議の結果、不採択1、趣旨採択1、採択2となり、採択となりました。

請願の概要を少し御紹介します。夫婦別姓を望む人に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実です。日本の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反します。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。最高裁判所は、夫婦同姓の強制は合憲という判断を示し、制度の在り方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。国民の判断という点では、世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代では、さらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっています。一日も早く選択的夫婦別姓を導入するよう意見書を上げてくださいというものです。

委員会の意見は、最高裁で夫婦同姓の強制は合憲とされている、国も婚姻制度の見直しを検討しているので、意見書は上げなくてもよい、不採択である。夫婦同姓については支持するが、選択的という点で趣旨採択とする。世論調査で7割が選択的夫婦別姓制度に賛成している、採択すべきだ。婚姻による氏姓を選択できるというところがよい、採択であるというものでした。

以上で報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、委員長報告に対して反対、賛成の順に行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） ３番、江田です。

私は、今ここに立ちましたが、紹介議員を務めました。先ほどの委員長報告は、私の思いを全てお伝えくださいましたので、ここでまた改めて皆さんの賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、請願第３号は、不採択とすることに決定しました。（発言する者あり）不採択。（「いや、採択って聞こえた」と呼ぶ者あり）ああ、聞こえた。（「びっくりした」と呼ぶ者あり）加藤議員が言うから、びっくりしたわ。不採択です。

日程第５ 議案第３５号

○議長（山路 有君） 日程第５、議案第３５号、日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 3 6 号、日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 3 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 3 7 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 3 7 号、日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 3 7 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 3 8 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）を議題とします。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 本件に対して修正動議を提出しておりますので、御審議お願いします。

○議長（山路 有君） ただいま前田議員から修正動議が出されました。

ここで暫時休憩し、議会運営委員会を開催いたします。再開は２時２５分から行いたいと思います。

午後２時１５分休憩

.....

午後２時２５分再開

○議長（山路 有君） そうしますと、皆さんおそろいようですので、ただいまから再開いたします。

先ほど議会運営委員会が開催されました。その結果について、加藤議会運営委員長のほうから報告をお願いします。

加藤議員。

○議会運営委員長（加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。

先ほど前田議員から修正動議が出され、議会運営委員会で協議した結果、追加議案として提出することに決定いたしましたので、報告をいたします。

.....

追加日程第１ 発議第２号

○議長（山路 有君） 本案に対しては、前田議員から修正の動議が提出されております。したがって、これを議案第３８号に先立ち、追加日程第１、発議第２号、令和５年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第５回）に対する修正動議についてを議題とします。

この議案を追加議案とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。

そういたしますと、修正内容について、ここで配付したいと思います。

皆さん、動議内容、渡りましたでしょうか。漏れはありませんね。

そういたしますと、提出者の説明を求めます。

前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） ５番、前田です。

本議会の最終日に当たりまして、議案に対する修正動議を提出させていただきました。これを議案として取り扱いいただきましてありがとうございます。

これから資料に基づいて御説明を申し上げたいと思います。

令和5年12月15日。日吉津村議会議長、山路有様。発議者、私、前田及び橋井議員であります。

議案第38号「令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）」に対する修正動議についてということで、本議案の補正予算について、修正をすべきということで提案をさせていただいております。資料を2枚のペーパーを配付いただいておりますが、別紙のほうは予算書に沿って記載したもので、後ほど御覧いただければと思います。この動議は、本議会に執行部より提案をいただいておりますミライトひえづの増築に関して、その2億7,000万にも及ぶ補正予算に対して、そこを一旦は削減をして検討すべきというふうなことで、そういった趣旨で提出させていただいております。

理由について、読み上げる形で御説明します。

ひえづこども園への入所希望者の増加を理由として、昨年9月に開館したばかりのミライトひえづに多額の予算を補正（増額）して保育室を増設することは、多くの点において問題ある対応である。改めて計画を精査し、関係者への協議の上、検討されるべきである。

1つ、2億7,000万円を超える多額の経費を補正予算により支出することは、災害復旧などやむを得ない緊急の事態を除いて、極力避けるべきであると思います。また、この間の検討期間も極めて短く、村の財政規律を危うくする対応であると感じております。

2点目、定員140名に対し、来年度の入所希望者が144名と把握されている中で、保育室の増設を今急ぐ必要があるのか。そもそも定員を140名として整備されたこと、その後、1号認定を受け入れるこども園への移行など、幾つかこの間の対応に疑問が拭えない点があります。

3つ目、保育室の増設に当たり、スタッフの適正配置についても対応すべきである。また、本村の子育て支援計画を策定してきた子ども・子育て会議での検討協議や保護者等への情報提供など、必要不可欠な対応が今なお図られていない。

以上のような点が、主な私の修正動議の趣旨であります。

改めまして、議員の皆さんに訴えたいわけですが、我々がこの計画を伺ったのは11月の28日だというふうに思います。その段階で、ミライトひえづを増築しますということで、平面図もない中での補正予算ということで、その後に説明は求めたわけではありますが、今なお、その概要については、十分理解できたとは言えないのが実態であります。私は、子育ての重要性等、あるいは保育の重要性をないがしろに考えているわけでは毛頭ありません。重要視しているからこそ、改めてきちんと検討がされて、日吉津村の保育、あるいは子育ての質が高まるということを期待をしております。そういった観点で、今回の村当局の対応は、やはり拙速に過ぎたんじゃないか

先月この提案を受けて、たまたま先月、我々は議会懇談会を開催してまいりましたが、その中では、交通事情に対する不安など、村に対するいろいろな村民の方の声を伺いました。その時点では、過ぎた後の我々に対する提案でありましたので、本当にこのミライトひえづの増築に対して村民の皆さんがどのように理解をされているのか、私自身はなかなか村民の方の意見を伺う間はなく、今日に至っております。そういったことを我々議員としても、二代表制の村民の代表である我々がここで踏みとどまらずに安易に議案を通してしまっていては、やはり村民の代弁者としての役割は務まらないのではないかと考えています。議決する我々の責任はとても大きな責任がありますので、そもそも140人定員の時点でどうだったんだということを村民から問われた場合に、それは執行部が計画したものだからというふうには言えないわけありますので、そういった点を踏まえて、ここは一度踏みとどまって、より我々も責任を持って検討すべきだというふうに考えておりますので、そういった点を議員一人一人の皆さんに御理解を賜って、私が出しました修正動議について、御賛同いただきますようお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。以上です。

〔質疑なし〕

加藤議員。

– 17 –

供たちを第一に考えてください。

以上の理由から、修正動議に反対します。皆様方の御賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 次に、修正案に対する賛成の討論はありませんか。

江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） ３番、江田です。

私は、先ほどの修正動議の説明に全面的に賛同するものです。

説明の際、言われましたが、私も本当に子育てに一生懸命の当局の皆さんには感謝しておりますし、それに足引っ張るつもりは毛頭ありません。ただ、私も子ども・子育て会議のメンバーなんですけれども、このたび、子育て会議で、この間、どんな話をしてきたのかなというので、メモしたものを見つけました。そしたら、中には、アンケートの中に、村の将来をよくしようと思って、私たちに相談をしてくださってありがとうございますとか、それから、子育て会議の中では、広い園庭ですばらしいですねとか、そういったやっぱり意見が出ております。私は、本当にあの園庭が削られてしまうということにすごく痛みを感じておりまして、やっぱりこの間の陳情のときにもお話がありましたけれども、子供には土が必要、きれいな空気が必要、風が必要、そういったふうに陳情者の方が言われました。やっぱりそういった件についても専門家の意見をお聞きいただいて、よりよい施設にしていきたいと思います。

それで、私、偶然ですけれども、県外にいらっしゃる方が、県外でも、自分のところでも同じような状況が起きておるということを言われました。２人の方に聞きましたけれども、議案質疑の際に、村長が公共施設の合理化ということをお話しされました。そして、ああ、そうかと思ったわけですが、やはり本当に公共施設の面積を縮小するという動きにはなっておりますけれど、本当に末端のところではこんな苦労があるのだなと思っております。また、担当課長の議案質疑に対する御答弁の中で、途中で転入してこられた方が日吉津の保育所に入所したいとの思いを語られたときでも、広域入所を勧めて我慢してもらっておるというお話を、心を痛めてお話しされたこともよく分かっております。ですからこそ、できるだけ多くの村民の方から支持されて、よりよい施設が出来上がればいいなと思っております。

そういった意味で、私はこの修正案に賛成の立場での討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

橋井議員。最初に反対、賛成を明確にしてください。

○議員（８番 橋井 満義君） 反対はなかったようですので、賛成の討論をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） どうぞ、橋井議員。

○議員（８番 橋井 満義君） ８番、橋井です。

ただいま反対の順番であります討論がなかったようでありますので、本動議に対する賛成の討論をさせていただきます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。今、修正に江田さんは賛成ですのね。修正に賛成です。なかったのじゃない。

○議員（８番 橋井 満義君） いや、その後、この動議に対する反対の意見がなかったですが。

○議長（山路 有君） 加藤議員が修正案に反対を……。

○議員（８番 橋井 満義君） 反対をされて、賛成をされて、その後、討論ありませんかということで、討論がなかったです。

○議長（山路 有君） あっ、その討論がなかったということですか。

○議員（８番 橋井 満義君） はい。それで、私が確認したのは、次は反対の順番ですけど、反対がないので、賛成討論をさせていただいてもよろしいですかと。

○議長（山路 有君） 言われていることは分かりました。

○議員（８番 橋井 満義君） 分かりましたか。

○議長（山路 有君） はい。

○議員（８番 橋井 満義君） ということで、賛成の討論をさせていただきたいと思います。

本動議、議案第３８号、鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第５回）に対する修正動議について、私は賛成として討論をするものでございます。

まず、時系列を追って本件の概要を考証してみたいと思います。令和５年度の当初予算構成は２８億３,７００万でございました。そのうちの２億７,５００万が、約１割が、これ、地方債からの借入でこの会計を賄ったものであります。そして、このたび、今回のこども園の計画は、地方債から１億３,５００、そして一般財源から同額、５０パー、５０パーで２億７,０００万をつくり、準備して計画をするというものでございます。ということで、令和５年度の当初予算の地方債２億７,５００万とこれがほぼ同額ということにおのずとになっていく計算であります。私も同じく、よくも合った数字だなと思って、私は思っています。そして、この当初予算の約１０％をこのたび補正をする額であります。過去にも当初予算のこの１割を超えるものを補正とするのは、そのようにあったことはめったにございません。それがこの今回の予算編成の数字構成であります。

それで、昨年までのこども園であったのが8億あったということで、これは頭の中に置いていただきたいと思います。これらの金額が、今回2億7,000万を投資して、いかなるものであるということは、現在12月1日時点で村人口3,620名、そして戸数が1,291戸でありますので、おおむね地方債の借入額、そして、一般財源を銘々で10万円、10万円、各家庭で負担をしてこの予算をつくるという計算になっていくわけであります。こうしたほうが村民の皆様には分かりやすいというふうに今考えたところでございます。

そして、先ほどもあったとおり、11月28日ありました会議がございましたが、その中では、図面や今回の計画の中身の詳細が全く提示されないまま、金額のみが提案をされたことであります。そして、12月5日、議会の開会日になりますが、この当日になって、この計画の一部が説明されるような状況でございました。このときに初めて平面図が提案をされております。この平面図を基に各保育室なり、廊下なりの面積が初めて確認ができたという、そういう状況でございました。これらを含めて、簡単に予算化する姿勢がいかなるものかと考えられる状況となっております。

そしてまた、当日の説明資料の中で、工程表が提示されてきておりまして、こちらのものです。この工程表を見る限り、これの備考欄を拝見いたしますと、今月の12月から令和5年度の2月末までに実施設計を行い、そして、3月定例会期中において入札、契約（議決）、工事期間6.5か月、令和6年10月より保育室供用開始ということの工程表が提示をされてまいりました。

こういうことから見てまいりますのに、先ほどもありました、この事業がこれだけの拙速性が必要あるやなしやということが動議の中で出ておったと思いますが、そうであるならば、今年度中に設計監理予算を計上し、そして、着工なり、入札は、3月の定例会の予算化をある程度目星がつく段階で、そこを行使されても何らそんなむちゃなことではないなというふうに思えることであります。そうすれば、予算計上すれば、業務の支障は回避できるものとも考えられます。

ともあれ、1号認定の受入れを、子育ての村日吉津とPRすることはよろしいと思いますが、議案質疑でも明らかになったように、既に本年4月には分かっていたとの担当課長の答弁でもありました。その内情は場当たり的に見えることにもなりかねません。そして、村民の負担をこのたび認識していただくとともに、先ほど陳情の11号でもありましたが、保育士環境の改善を図るということもあったように、職員体制をまず整えるが急務であり、拙速な事業計画と予算化については一考し、冷静に判断をしていただきたいものというふうに考えるものであります。

よって、先ほど提出されました動議、議案38号に対する動議については、賛成の立場より討

論をするものでありますので、各議員に賛同、よろしくお願いを申し上げまして、賛成の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） ほかに討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

前田議員から提出された修正案について、起立により採決します。この修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 起立少数です。したがって、前田議員から提出……（「4、4です」と呼ぶ者あり）再度、もう一度ちょっと、前田議員から提出された修正案について、起立により採決します。この修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議員（8番 橋井 満義君） 議長、いいですか、話して。先ほど表決を最初にされましたよね。

○議長（山路 有君） はい、はい。

○議員（8番 橋井 満義君） その時点で、何が誤りだったんですか。

○議長（山路 有君） いや、ちょっとすぐ途中から座られたんで、途中から座られたんで。

○議員（8番 橋井 満義君） 途中から座られてなくて、再度やりますって言われてから、3、4になったじゃないですか。注意してください。

○議長（山路 有君） はい。

そうしますと、だから、再度いうことでしたわけですけども。そうしますと、先ほど橋井議員のほうから疑問があるということで、最初の採決は4、4でした。再度採決をしたときには、5、3に、橋井議員の言われるとおりであります。最初の採決を優先し、先ほど申し上げましたが、同数の場合、議長の裁決となります。これは、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が裁決を行います。議長は、この議案について可決するものであります。以上です。（「修正案を可決」と呼ぶ者あり）すみません、今、私も間違えとる。修正案は否決するものであります。よろしいでしょうか。再度、修正案について、議長としては否決いたします。よろしくお願いいたします。

そうしますと、起立少数と認めます。したがって、前田議員から提出されました修正案は、否決されました。

日程第 8 議案第 3 8 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 3 8 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 4 の同数でありますので、原案について同数でありますので、地方自治法第 1 1 6 条第 1 項の規定により、議長が裁決いたします。

議長は、この原案を可決といたします。起立多数と認めます。したがって、議案第 3 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 3 9 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 3 9 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 3 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 4 0 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 0、議案第 4 0 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 発委第5号

○議長（山路 有君） 日程第11、発委第5号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。

今定例会におきまして総務経済常任委員会で審議をいたしました本案につきまして、意見書の提出をさせていただきたいと思います。

内容を概略を説明させていただきます。女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、締約国189か国中115か国が批准（2023年1月現在）しています。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し、通報者と当事国に見解、勧告を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、停滞なく追求することに合意しています。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告しています。国の第5次男女共同参画基本計画においても、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは、諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度、慣行を含め、見直す必要があるとしました。この立場に立って、政府が直ちにに取り組むべきです。女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

提出先は、お手元に配付のとおりでございます。よろしく御審議ください。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発委第5号は、原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第12 発委第6号

○議長（山路 有君） 日程第12、発委第6号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

陳情の結果に基づき、発委いたします。

発委第6号。令和5年12月15日。日吉津村議会議長、山路有様。提出者、教育民生常任委員長、河中博子。

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書（案）。

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源になっている。保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大している。保育所での事故が増加している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、こども未来戦略方針を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、75年ぶりの配置基準改善として、1歳児

の子供6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、2、4・5歳児の子供30人に保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれています。この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

1、こども未来戦略方針に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。

2、配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での加算対応ではなく、基準の改定で実施すること。

3、国際的な水準を踏まえ、さらなる配置基準の引上げに着手すること。

4、保育士不足の状況に鑑み、各職場で増員が図れるようにするために、保育士等の賃金を引き上げることをはじめとした労働条件の改善のために必要な措置を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日。鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発委第6号は、原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第13 発委第7号

○議長（山路 有君） 日程第13、発委第7号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をすることを求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。

請願の結果に基づき、発委いたします。

発委第7号。令和5年12月15日。日吉津村議会議長、山路有様。提出者、教育民生常任委員長、河中博子。

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をすることを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規

定により提出いたします。

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をすることを求める意見書（案）。

別姓を望む人に、その選択を認める夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実である。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられている。夫婦同姓を強制している国は日本以外になく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反する。

1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して四半世紀が経過した。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。2015年及び2021年、最高裁判所は、夫婦同姓の強制は合憲という判断を示したが、制度の在り方については、国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。国民の判断という点では、世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっている。一日も早い国会の対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日。鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、発委第7号は、否決されました。

_____ . _____ . _____

日程第14 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。この件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 5 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 1 5、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 6 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 1 6、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 7 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 1 7、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

県外での調査でもありますので、広報広聴常任委員長の説明を求めます。

前田広報広聴常任委員長。

○広報広聴常任委員長（前田 昇君） 広報広聴常任委員会を代表しまして、前田であります。

今回は、視察調査というものを計画をしております。主に議会報ですね、村民の方から親しまれる読みやすい議会報をいかに編集するかというふうなことを中心テーマにしまして、併せて、

開かれた議会活動というようなことも勉強してまいりたいと思っております。調査地は四国方面、調査期間は令和6年の1月下旬ということで計画しております。経費については、予算の範囲内ということでありますので、御承認をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案は、全て終了いたしました。

これをもって会議を閉じ、令和5年第4回日吉津村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時16分閉会
